

(第140期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第140期 報告書

自 平成19年 4 月 1 日
至 平成20年 3 月 31 日

 川崎汽船株式会社

証券コード：9107

■ 事業報告	1
■ 連結貸借対照表	19
■ 連結損益計算書	21
■ 連結株主資本等変動計算書	22
■ 連結注記表	23
■ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本	29
■ 貸借対照表	30
■ 損益計算書	32
■ 株主資本等変動計算書	33
■ 個別注記表	34
■ 会計監査人監査報告書 謄本	39
■ 監査役会監査報告書 謄本	40

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期において、世界経済は国内外とも好調に推移しました。米国のサブプライムローン問題に端を発し、特に欧米の金融市場に混乱がみられましたが、米国での住宅販売が落ち込んだ他は、当期中の実体経済に顕著な影響を及ぼすには至りませんでした。欧州各国の経済は良好な雇用環境を背景に景気は堅調に推移しました。BRICsや中近東諸国をはじめとする資源国においては、旺盛な設備投資と国内消費の伸びにより景気の拡大が続きました。わが国経済も、中国や新興国向け輸出の好調に加え、設備投資、個人消費とも堅調に推移し、緩やかな景気の拡大を示しました。

海運業を取りまく環境としては、ドライバルク市況が空前の高値で推移し、コンテナ船及び自動車船も好調な荷動きを背景に積高を順調に伸ばし、またタンカー、LNG船などエネルギー資源輸送分野も安定し、総じて堅調な事業環境の中で当期は推移しました。

このような経営環境の下、当社グループは中期経営計画“K” LINE Vision 2008⁺の方針に基づき、事業の拡大に取り組みました。その結果、当期の連結売上高は1兆3,310億48百万円（前期比2,455億8百万円増加）、営業利益は1,296億48百万円（前期比682億92百万円増加）、経常利益は1,258億67百万円（前期比619億40百万円増加）、当期純利益は830億11百万円（前期比314億97百万円増加）となり、いずれも史上最高となりました。なお、当期よりコンテナ船事業にかかる運賃の計上基準は、貨物毎にその輸送期間の経過に応じて運賃を計上する複合輸送進行基準に変更しました。これに伴い、当期における売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ117億90百万円減少しています。

なお、当期の事業のセグメント別の概況は、次のとおりです。

① 海運業

〔コンテナ船部門〕

世界経済の拡大に支えられ、荷動きは全般的に好調に推移しました。特に欧州航路ではユーロ高を背景に北欧州向けに、また旺盛な消費を背景にロシア、東欧圏諸国向けに荷動きは前期比で全体で約20%増加しました。北米航路では、住宅関連貨物の減少によりアジア出し荷動きは下期より鈍化し、通年では前期比はほぼ横這いとどまりました。当社は一昨年半ばより投入開始した8000TEU積みの大規模新造船効果もあり、欧州向け積高は前期比9%増となり、運賃水準も前期を大幅に上回りました。北米航路は

前期中に開設した東岸向け新サービス2便による船腹増強の効果もあって、積高は11%増加し、運賃水準も前期を上回ることが出来ました。アジア航路では特に日本からの輸出貨物が堅調に推移し、航路全体として積高を伸ばすことが出来ました。南北航路は南米東岸と欧州、アジアをそれぞれ結ぶ2航路を新規に開始したほか、南アフリカ航路投入船を大型化するなど輸送力増強を図った結果、積高は前期比36%増と大きく伸び、運賃水準も前期を上回りました。この結果、コンテナ船部門全体の業績は、燃料油価格の一段の高騰などの悪化要因、会計方針の変更に伴う影響もありましたが、前期比増収増益となりました。

〔不定期専用船部門〕

ドライバルク部門においては、大型船市況は、旺盛な荷動きを背景に1年を通じて船腹需給が逼迫した状況が続き、高値圏で推移しました。中国の鉄鉱石輸入量は前期比約6,000万トン増の約3億8,300万トンに達し、中でも輸送距離の長いブラジルからの鉄鉱石輸入量が約1億トンと前期比で約2,500万トン増加するなど、トン当たり輸送距離が著しく伸びました。また、豪州石炭積出港での滞船長期化による輸送効率の低下も船腹需給逼迫要因となりました。当社は鉄鋼原料、電力炭、製紙原料をはじめとする長期輸送契約で安定的な収益を確保する一方、スポット契約にも効率的に配船することで好市況を享受した結果、ドライバルク部門全体で前期比増収増益となりました。

自動車船部門においては、日本からの完成車輸送は、米国での販売の減速により同国向け取り扱いが減少しましたが、旺盛な新興国向け輸出に支えられ、全体で前期比約9%増の約340万台となりました。特に、中国／インド／中近東／南アフリカ航路の新規開始も寄与し、中近東・南アフリカ向けは前期比約22%増加、中南米・カリブ向けも前期比38%の伸びを示しました。また、5隻の新造船の竣工による輸送能力の増強並びに船隊の効率的な配船により収益機会の確保に努めた結果、安定した収益を上げることが出来ました。

この結果、不定期専用船部門全体として、前期比増収増益となりました。

〔エネルギー資源輸送部門〕

LNG船（液化天然ガス輸送船）においては、米国LNG基地向け新造船2隻が期中に竣工し、当社が保有・関与する船舶は合計で33隻となりました。また、旺盛なスポット貨物の動きを背景に短期傭船した1隻も順調に稼働し、安定的な収益を確保することが出来ました。

油槽船においては、トン当たり輸送距離での輸送需要の伸び悩み、欧州の需要減退などにより運賃市況が弱含みで推移する局面もありましたが、中国、インドなどの旺盛な石油需要に支えられ、通期の運賃市況は前期並みとなりました。当社はVLCC 1隻、アンモニア船 2隻の新造船が船隊に加わりましたが、燃料費、運航経費の高騰により、収益面では前期を若干下回る結果となりました。

この結果、エネルギー資源輸送部門全体として、前期比増収減益となりました。

[重量物船部門]

昨年4月にドイツの重量物専門船社SALグループに50%の資本参加を行い、重量物船事業に再参入しました。資源需要の高まりを背景としたエネルギー開発やインフラ整備関連の大型貨物の旺盛な輸送需要を受け、当期より期待通り海運業事業のひとつとして収益に寄与しました。

[内航・フェリー部門]

内航部門は国内の鉄鋼・セメント業界の需要が旺盛であり石灰石専用船を中心に高い稼働率を維持しました。またRORO船サービスでは新造船の代替投入、新規航路の開設により営業規模の拡大を図りました。フェリー部門では八戸～苫小牧航路の旅客フェリーを前期より2隻から4隻に増便した結果、旅客・トラック輸送量が増加し、大幅な増収となりました。

この結果、海運業部門全体では、売上高は1兆1,769億43百万円（前期比25.6%増加）、営業利益は1,135億76百万円（前期比150.3%増加）となりました。

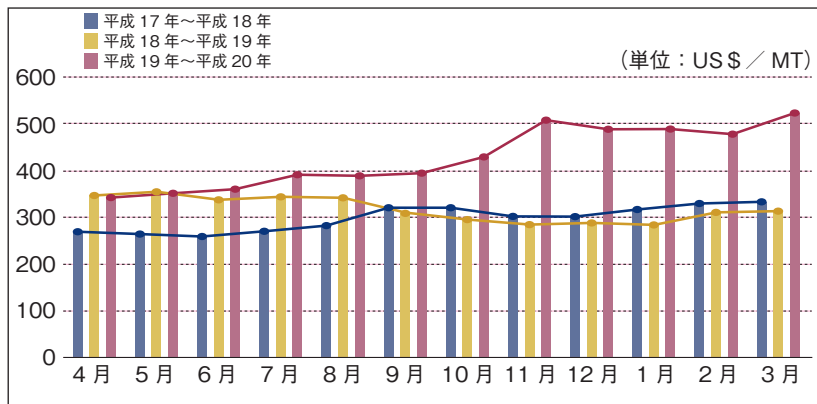
② 物流・港運事業

総合物流事業においては、原油価格高騰による一部航空貨物の海上輸送へのシフト、陸上輸送事業における燃料費の増大など、マイナス要因もあり、セグメント全体では売上高1,313億15百万円（前期比3.3%増加）、営業利益137億14百万円（前期比0.8%減少）となりました。

③ その他の事業

上記以外の事業においては、売上高は全体として227億88百万円（前期比6.1%増加）、営業利益は21億87百万円（前期比22.6%増加）となりました。

燃料油価格の推移



[セグメント別売上高]

セグメント	売上高	構成比	前期比増減
	百万円	%	百万円
海運業	1,176,943	88.4	240,000
物流・港運事業	131,315	9.9	4,207
その他の事業	22,788	1.7	1,300
合計	1,331,048	100.0	245,508

(2) 設備投資等の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度は海運業を中心に全体で1,613億円の設備投資を実施しました。

海運業においては、船舶建造を中心とし1,503億円、物流・港運事業においては、建物及びターミナル機器等に81億円の設備投資を実施しました。

その他の事業については、器具等への29億円の投資を実施しました。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

2008年度の当企業集団を取りまく事業環境につきましては、中国や新興国を中心に旺盛な海上荷動きが予想されており、船腹需給関係は引き続き引き締まった状態を維持すると見られますが、主要国の経済動向、サブプライム問題の実体経済への影響、為替、原油価格の動向など不透明な要素もあり、これらを注視しつつ、時宜を得た効果的な対応策を実施していきます。

2006年3月に策定した旧経営計画“K” LINE Vision 2008+は、事業環境にも恵まれ、2007年度の業績は計画の最終年度である2008年度の数値目標を1年前倒して達成することができ、更には2010年代半ばの数値目標も視野に入る状況となりました。一方、世界経済はBRICs諸国を中心とした高成長に牽引され、海上荷動き量は想定を大幅に超え、ドライバルク市況は未曾有の高騰を遂げましたが、燃料油価格、船価並びに船舶経費などの大幅な高騰など海運業を取りまく事業環境は大きく変化しています。このような事業環境の変化を踏まえ、新たに2019年の会社創立100周年に向けて策定した新中期経営計画「“K” LINE Vision 100」を推進していきます。

本計画においては、メインテーマである「共利共生と持続的成長」の下、ステークホルダーとの共利共生と持続的成長に向け、基本的な課題として、①環境保護への取組み、②確固たる安全運航管理体制、③最適・最強組織によるボーダレス経営、④戦略投資と経営資源の適正配分、⑤企業価値の向上とリスク管理の徹底を掲げ、当企業集団をあげて取り組んでいきます。

なお、配当金については、2010年代半ばに連結当期純利益に対する配当性向を30%にすることを掲げ、2011年度の連結配当性向25%を中間目標として配当性向を徐々に高めてまいります。以上のように、株主の皆様への利益還元については一歩一歩前向きに取り組んでいく所存ですので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 137 期 平成17年 3 月期	第 138 期 平成18年 3 月期	第 139 期 平成19年 3 月期	第140期 (当期) 平成20年 3 月期
売 上 高 (百万円)	828,443	940,818	1,085,539	1,331,048
経 常 利 益 (百万円)	107,235	88,573	63,927	125,867
当 期 純 利 益 (百万円)	59,852	62,423	51,514	83,011
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	100.70	104.89	86.67	131.36
総 資 産 (百万円)	605,331	757,040	900,438	968,629
純 資 産 (百万円)	181,276	257,809	357,624	376,277
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	306.06	435.19	556.55	558.46

- (注) 1. 純資産の算定にあたり、第139期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。
2. 各年度別の概況は次のとおりです。
- 137期：経営計画“K” LINE Vision 2008を策定し、事業規模の拡大に取り組み、前期比増収増益を達成しました。
 - 138期：経営計画“K” LINE Vision 2008に基づき、積極的な営業を展開し事業規模を拡大し前期比増収となりました。燃料油価格の歴史的な高騰の影響を受け、経常利益は減益となりましたが、純利益では増益を確保しました。
 - 139期：経営計画“K” LINE Vision 2008^{*}を策定し、持続的成長と安定収益体制の確立を目指して、事業規模の拡大に取り組み、前期比増収になりましたが、燃料油価格の歴史的な高騰の影響を受け前期比減益となりました。
 - 140期：前記「(1)事業の経過及びその成果」(1頁から3頁まで)に記載のとおりです。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	(50.7)	海上運送事業
ケイライン ロジスティックス株式会社	400 ヶ	90.7	航空代理事業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 ヶ	100.0	港湾運送事業
太洋日本汽船株式会社	400 ヶ	100.0	船舶管理事業
日東物流株式会社	1,596 ヶ	100.0	港湾運送事業
北海運輸株式会社	60 ヶ	80.1	港湾運送事業
株式会社シーゲート コーポレーション	270 ヶ	100.0	港湾運送事業
"K" LINE AMERICA, INC.	1,550 万米ドル	100.0	海運代理事業
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	2,000 ヶ	100.0	コンテナ・ターミナル事業
"K" LINE (HONG KONG) LIMITED	1,500 万香港ドル	100.0	海運代理事業
"K" LINE PTE LTD	113 万米ドル	100.0	海上運送事業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 万米ドル	(100.0)	海上運送事業

- (注) 1. 出資比率欄の () 内数値は、子会社保有の出資比率を含んでおります。
 2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率は他の子会社の出資比率3.1%を含め、50.7%となっております。

(7) 主要な事業内容

海 運 業	外航海運業、内航海運業、船舶貸渡業
物流・港運事業	船舶代理店業、港湾サービス業、航空運送代理店業、道路貨物運送業
その他の事業	船舶管理業、不動産賃貸管理業

(8) 主要な拠点等

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区西新橋一丁目2番9号(日比谷セントラルビル)
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号(名古屋国際センタービル11階)
関西支店	神戸市東灘区向洋町西六丁目4番
海外駐在員事務所	北京、マニラ、インド、デュバイ、ヨハネスブルグ

② 子会社

会 社 名	所 在 地
川崎近海汽船株式会社	東京、札幌、大阪、八戸、釧路、苫小牧、ひたちなか、日立、日南、北九州
ケイライン ロジスティックス株式会社	東京、成田、原木、大阪、名古屋、福岡
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、横浜、千葉
太洋日本汽船株式会社	神戸、東京
日東物流株式会社	神戸、東京、大阪、水島、名古屋
北海運輸株式会社	札幌、東京、釧路、苫小牧、小樽
株式会社シーゲート コーポレーション	広島、東京、水島、呉、徳山、防府、門司、福岡
"K" LINE AMERICA, INC.	米国
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	米国
"K" LINE (HONG KONG) LIMITED	香港
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
7,615名	574名増

(10) 当社の主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
日 本 政 策 投 資 銀 行	10,954
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,022
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	3,620
株 式 会 社 新 生 銀 行	3,474
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,400
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	2,400
信 金 中 央 金 庫	2,118
株 式 会 社 山 口 銀 行	2,050
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,000
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,700

(11) 船舶の状況

① 運航船腹

船 種	隻 数	重量吨数
コ ン テ ナ 船	99	4,194,472
不 定 期 専 用 船	271	18,990,560
エ ネ ル ギ ー 資 源 輸 送 船	51	5,443,679
そ の 他	67	613,243
合 計	488	29,241,954

② 所有船の明細

船 種	隻 数	重量吨数
コ ン テ ナ 船	12	594,366
不 定 期 専 用 船	83	5,847,798
エ ネ ル ギ ー 資 源 輸 送 船	32	3,325,776
そ の 他	31	274,375
合 計	158	10,042,315

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 638,764,790株
 (3) 株主数 30,303名
 (4) 大株主

株主名	持株数
	千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	62,292
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	55,735
みずほ信託退職給付信託川崎重工工業口再信託受託者資産管理サービス信託	30,000
東京海上日動火災保険株式会社	28,020
株式会社損害保険ジャパン	27,295
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	25,305
日本生命保険相互会社	17,915
株式会社みずほコーポレート銀行	11,100
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	9,138
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	8,484

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
13個

- ② 目的となる株式の数
普通株式 13,000株

- ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回数	行使期間	個数	保有者数
取締役	第四回	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日	13個	2名

- (2) その他新株予約権等に関する重要な事項等

平成20年3月31日時点における転換社債型新株予約権付社債の残高は以下のとおりです。

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2,145百万円
2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	25,596百万円
合 計	27,741百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び他の法人等の代表状況等
前 川 弘 幸	代 表 取 締 役 (社 長 執 行 役 員)	社団法人日本船主協会 会長
鈴 木 颯 一	代 表 取 締 役 (副 社 長 執 行 役 員)	社長補佐、バルク事業総括、 ドライバルク事業管掌
長谷川 陽 一	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	自動車船事業管掌、重量物船事業、 新事業推進担当
塩 田 哲 夫	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	管理部門管掌
吉 田 克 衛	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	エネルギー資源輸送事業、 技術部門管掌
清 水 俊 雄	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	コンテナ船事業、港湾事業管掌
堤 則 夫	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	造船計画、環境担当
守 田 敏 則	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	人事、情報システム、総務、 法務担当
江 口 光 三	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	船舶部門担当
佐 伯 隆	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	経営企画、IR広報、調査、物流事業、 CSR・コンプライアンス推進担当
吉 田 圭 介	取 締 役 (執 行 役 員)	財務担当
鳥 住 孝 司	取 締 役 (執 行 役 員)	経理担当、内部監査担当補佐
大 滝 光 一	監 査 役 (常 勤)	
村 井 隆 次	監 査 役 (常 勤)	

氏 名	地 位	担当及び他の法人等の代表状況等
向 川 讓	監 査 役 (常 勤)	
山 下 健 悟	監 査 役	

- (注) 1. 監査役村井隆次氏及び山下健悟氏は、社外監査役です。
2. 監査役大滝光一氏は、当社の経理とその関連業務を経て財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役村井隆次氏は、銀行において長年金融業務に携わっており、内外の金融及び財務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	12名	653百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	95 (39)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の定時株主総会において月額60百万円以内と決議頂いております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月26日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と決議頂いております。
3. 支給額には次の金額を含んでおります。
平成20年6月25日開催予定の第140期定時株主総会に議案として付議する取締役賞与のうち、第139期定時株主総会日の翌日以降第140期末日までの間に在任した取締役12名分177百万円。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

社外監査役の取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	出席の状況（出席回数）	発言の状況
村井隆次	取締役会18回	社外監査役の立場を踏まえ専門的見地から発言しています。
	監査役会18回	社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べています。
山下健悟	取締役会18回	社外監査役の立場を踏まえ専門的見地から発言しています。
	監査役会17回	社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べています。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は19回、監査役会の開催回数は18回です。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円または法令が定める額のいずれか高い方としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
新日本監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項	目	支払額
①	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	89百万円
②	当社が支払うべき会計監査人の報酬等	49百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、区分して記載しておりません。
なお、当社の重要な子会社のうち株式会社グイターコーポレーション及びINTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

- (3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

財務報告に係る内部統制に対するアドバイザリー業務

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の体制の概要は次のとおりです。

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規則である「文書規程」によって、適切かつ確実に維持管理し法令等あるいは社内規則によって定められた保存期間中、閲覧可能な状態としている。
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクとして以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進している。
- 船舶事故（海洋汚染含む）
 - 大災害
 - コンプライアンス上の問題
 - その他の経営上のリスク
- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会、役員協議会、投資委員会及び経営会議など、会社の重要事項の協議・決定やその執行の監督に係る機関においては、自由な討議や経営判断の透明性の徹底を図るとともに、取締役会の書面決議制度を導入して、迅速な取締役会運営を図っている。
- ④使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
以下を継続して推進している。
- 就業規則等社内規則の整備による規律の徹底。
 - 社長を委員長とするコンプライアンス委員会によるコンプライアンス体制の整備及び維持。
 - 執行部門から独立した内部監査室による内部統制システムの構築・向上の支援及び監視。
 - 常設のホットラインによる社内通報体制。

- ⑤株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- －グループ会社の経営管理は、社内規程で定める基本方針に則り行っている。
 - －グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ企業行動憲章を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定めている。
 - －グループ企業行動憲章では「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を宣言しており、当社においては「川崎汽船企業行動憲章実行要点」に定める行動指針に則り反社会的勢力の排除に取り組んでいる。
 - －グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合には、各社のホットラインに加え当社ホットライン窓口への通報も可能としている。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役補助体制を確保している。
- ⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役補助者は、業務の執行にかかる職務を兼務しない。監査役補助者の考課は監査役自身が行い、取締役からの独立を確保している。
- ⑧取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- 監査役への報告体制等に関する規程を定め、重要な事項について監査役に報告するものとしている。監査役は随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑨その他、監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役が実効的に行われるよう、監査環境の整備に協力している。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会など当社を巡るステークホルダーとの共存・共栄をはかり、当社の企業価値の安定的な向上及び株主共同の利益の確保を目指す者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えます。従いまして、この考え方に反する行動を取る者は、望ましくないと考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

上に述べた企業価値の向上及び株主共同の利益の確保のための取組みとして、次の5つの基本課題を掲げ、本年4月25日、新たに会社創立100周年時（2019年）も視野に入れた新中期経営計画“K” LINE Vision 100を策定しました。新計画では、取り組むべきメインテーマを「共利共生と持続的成長」と定めています。

- I 環境保護への取組み
- II 確固たる安全運航管理体制
- III 最適・最強組織によるボーダレス経営
- IV 戦略投資と経営資源の適正配分
- V 企業価値の向上とリスク管理の徹底

当社はこの取組みとともに株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年6月開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認を受けて導入いたしました特定株主グループによる当社株式の大規模買

付行為に対する方針を、今後も引き続き堅持し、株主の皆様の公平な利益の確保に努める所存です。

④当社の導入した買収防衛策が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないことについて

(イ)当該取組みが基本方針に沿うものであること

当社の買収防衛策は、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(ロ)当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社の買収防衛策は、平成18年6月開催の定時株主総会において、株主の総意として決議されたものです。また、その有効期間は3年間と限定されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において変更又は廃止の決議をすることができます。

(ハ)当該取組みが当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社の買収防衛策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足された場合のみ、発動されるように設定されています。また、その発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外監査役及び社外有識者より構成される特別委員会を設置しており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末(A) (平成20年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度末(B) (平成19年3月31日現在)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
[資産の部]			
流 動 資 産			
現金及び預金	50,700	63,927	△13,226
受取手形及び営業未収金	101,034	101,434	△400
短期貸付金	10,713	4,629	6,083
有価証券	22	995	△973
たな卸資産	34,264	21,722	12,541
繰延及び前払費用	37,280	29,351	7,928
その他流動資産	32,841	31,323	1,517
貸倒引当金	△678	△587	△90
流動資産合計	266,179	252,798	13,381
固 定 資 産			
有形固定資産			
船	266,001	238,151	27,850
建物及び構築物	23,818	24,189	△370
機械装置及び運搬具	13,317	11,404	1,913
土地	32,440	32,570	△129
建設仮勘定	170,040	85,862	84,178
その他有形固定資産	9,049	9,611	△562
有形固定資産合計	514,669	401,789	112,880
無形固定資産			
のれん	9,120	-	9,120
その他無形固定資産	6,112	6,091	20
無形固定資産合計	15,232	6,091	9,141
投資その他の資産			
投資有価証券	121,146	163,739	△42,592
長期貸付金	26,624	34,194	△7,570
繰延税金資産	2,839	5,963	△3,124
その他長期資産	22,253	36,527	△14,274
貸倒引当金	△582	△678	96
投資その他の資産合計	172,280	239,746	△67,465
固定資産合計	702,182	647,626	54,555
繰延資産	266	13	253
資 産 合 計	968,629	900,438	68,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末(A) (平成20年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度末(B) (平成19年3月31日現在)	(ご参考) 比較増減 (A)－(B)
	金 額	金 額	金 額
[負債の部]			
流動負債			
支払手形及び営業未払金	82,075	75,914	6,161
社債短期償還金	-	10,000	△10,000
短期借入金	67,918	83,201	△15,283
未払法人税等	36,454	14,611	21,843
賞与引当金	2,415	2,063	351
役員賞与引当金	490	374	115
リース債務	818	919	△101
その他流動負債	56,309	43,845	12,463
流動負債合計	246,481	230,931	15,550
固定負債			
社債	57,741	70,666	△12,925
長期借入金	198,856	156,315	42,541
再評価に係る繰延税金負債	3,943	2,632	1,310
退職給付引当金	9,672	10,309	△637
役員退職慰労引当金	2,022	2,765	△742
特別修繕引当金	24,655	17,154	7,500
長期リース債務	4,381	5,084	△702
その他の固定負債	-	33	△33
その他固定負債	44,597	46,921	△2,324
固定負債合計	345,870	311,883	33,987
負債合計	592,352	542,814	49,538
[純資産の部]			
株主資本			
資本金	45,819	39,356	6,462
資本剰余金	30,664	24,201	6,462
利益剰余金	281,384	211,602	69,781
自己株式	△929	△988	59
株主資本合計	356,938	274,172	82,765
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	17,808	46,250	△28,442
繰延ヘッジ損益	△23,140	14,214	△37,355
土地再評価差額金	4,186	5,515	△1,328
為替換算調整勘定	△29	4,322	△4,351
評価・換算差額等合計	△1,175	70,303	△71,478
少数株主持分	20,514	13,148	7,365
純資産合計	376,277	357,624	18,652
負債純資産合計	968,629	900,438	68,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度(A)	(ご参考) 前連結会計年度(B)	(ご参考) 比較増減
	〔自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日〕	〔自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日〕	(A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
売 上	1,331,048	1,085,539	245,508
売 上 原 価	1,127,017	957,847	169,170
売 上 総 利 益	204,030	127,692	76,338
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	74,381	66,335	8,046
営 業 利 益	129,648	61,356	68,292
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	3,715	3,076	639
受 取 配 当 金	2,831	2,620	210
持分法による投資利益	1,642	1,572	70
その 他 営 業 外 収 益	2,004	1,763	240
営 業 外 収 益 合 計	10,193	9,032	1,161
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	5,105	4,228	877
為 替 差 損	7,688	1,037	6,651
その 他 営 業 外 費 用	1,180	1,196	△16
営 業 外 費 用 合 計	13,974	6,461	7,513
経 常 利 益	125,867	63,927	61,940
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	3,941	8,411	△4,469
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,743	5,829	1,913
その 他 特 別 利 益	149	143	6
特 別 利 益 合 計	11,834	14,384	△2,549
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	467	224	243
投 資 有 価 証 券 評 価 損	257	-	257
減 損 損 失	-	1,061	△1,061
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4	387	△382
その 他 特 別 損 失	143	285	△141
特 別 損 失 合 計	873	1,959	△1,085
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	136,828	76,352	60,475
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47,579	23,006	24,572
法 人 税 等 調 整 額	2,422	315	2,106
少 数 株 主 利 益	3,815	1,516	2,299
当 期 純 利 益	83,011	51,514	31,497

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	39,356	24,201	211,602	△988	274,172
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	6,462	6,462			12,925
剰余金の配当			△13,210		△13,210
当期純利益			83,011		83,011
自己株式の取得				△247	△247
自己株式の処分			△12	307	294
土地再評価差額金取崩			9		9
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			△15		△15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	6,462	6,462	69,781	59	82,765
平成20年3月31日 残高	45,819	30,664	281,384	△929	356,938

	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計
平成19年3月31日 残高	46,250	14,214	5,515	4,322	70,303
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金取崩					
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△28,442	△37,355	△1,328	△4,351	△71,478
連結会計年度中の変動額合計	△28,442	△37,355	△1,328	△4,351	△71,478
平成20年3月31日 残高	17,808	△23,140	4,186	△29	△1,175

	少数株主 持分	純資産合計
平成19年3月31日 残高	13,148	357,624
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		12,925
剰余金の配当		△13,210
当期純利益		83,011
自己株式の取得		△247
自己株式の処分		294
土地再評価差額金取崩		9
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動		△15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	7,365	△64,113
連結会計年度中の変動額合計	7,365	18,652
平成20年3月31日 残高	20,514	376,277

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 : 275社
主要な連結子会社の名称等 : 主要な連結子会社の名称は、事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社の状況」(7頁)に記載のとおりです。
当連結会計年度から合計61社を連結子会社に含めました。重要性の観点より含めた連結子会社として“K” LINE HEAVY LIFT (UK) LIMITED等、持分取得等により含めた連結子会社としてSAL Schiffahrtsskontor Altes Land GmbH & Co.KG等があります。
この他、“K” LINE REALTY (N.J.) , INC.他合計6社を会社清算等のため、連結の範囲から除外しました。
- (2) 主要な非連結子会社の名称等 : 主要な非連結子会社として、物流・港運事業を営むものに千葉港栄(株)、その他の事業を営むものに日東オイルアンドマリナー(株)があります。なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 28社
持分法適用会社のうち非連結子会社数は9社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は19社で、主要な会社として(株)リンコーコーポレーションがあります。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
非連結子会社(日東オイルアンドマリナー(株)他)及び関連会社(防災特殊曳船(株)他)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は259社、1月31日の会社は1社、2月29日の会社は2社あり、これら各社については同日現在の財務諸表を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。決算日が9月30日の会社1社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4.会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

: 主として移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

船舶

: 定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産

: 主として定率法

（会計処理の変更）

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これによる損益への影響は軽微です。

（追加情報）

上記法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっています。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ609百万円減少しています。

②無形固定資産

: 定額法

なお、耐用年数については、主として法人税法に

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

規定する方法と同一の基準によっています。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

②賞与引当金

：従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金

：役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法により費用処理しています。

⑤役員退職慰労引当金

：一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

（追加情報）

当社（川崎汽船株）は、平成18年6月26日の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金の制度を廃止しています。当連結会計年度から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 改正 平成19年4月13日）が適用されたことにより、前連結会計年度末における当社（川崎汽船株）の「役員退職慰労引当金」の残高を、「長期未払金」に振替えています。なお、

⑥特別修繕引当金

当連結会計年度末残高（592百万円）は固定負債の「その他固定負債」に含めて表示しています。
：船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しています。

(4)海運業収益、海運業費用の計上方法

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

（会計処理の変更）

コンテナ船事業にかかる運賃の計上基準は、従来、船舶の出港をもって運賃の全額を計上する積切出港基準によっていましたが、当連結会計年度より貨物毎にその輸送期間の経過に応じて運賃を計上する複合輸送進行基準に変更しました。

コンテナ輸送について、内陸輸送を含む輸送モードの拡大など輸送のサービス形態が著しく変化し多様化してきており、また、ここ数年、貨物の輸送量が急激な伸びを示しています。かかる状況下では、コンテナ船の運賃の計上基準につき、輸送期間の経過に応じて運賃を計上する複合輸送進行基準の方が事業の実態をより適切に把握することができる

と判断し、積切出港基準から複合輸送進行基準に変更することとしました。これにより、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ11,790百万円減少しています。

(5)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(6)船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(7)重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

(8)消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5.連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しています。

6.のれん及び負ののれんの償却に関する事項

5年間で均等償却を行っています。

連結貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	138,551百万円
土地・建物	13,036百万円
その他	9,890百万円
合計	161,478百万円

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	13,634百万円
長期借入金	82,779百万円
合計	96,414百万円

2.資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	340,557百万円
----------------	------------

3.保証債務

保証債務	17,941百万円
保証予約	238百万円
連帯債務の内、他の連帯債務者負担額	29,860百万円

4.受取手形裏書譲渡高	3百万円
-------------	------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式	638,764,790株
------	--------------

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通 株式	5,575	9	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年10月30日 取締役会	普通 株式	7,635	12	平成19年9月30日	平成19年11月21日
計		13,210			

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
 次のとおり、決議を予定しています。

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月25日 定時株主総会	普通 株式	8,925	利益 剰余金	14	平成20年 3月31日	平成20年 6 月26日

3.当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数（権利行使期間が到来して
 いないものを除く。）

普通株式 33,763,840株

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 558円46銭

1 株当たり当期純利益 131円36銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額 376,277百万円

普通株式に係る純資産額 355,763百万円

普通株式の期末発行済株式数 638,764千株

普通株式の期末自己株式数 1,725千株

連結損益計算書上の当期純利益 83,011百万円

普通株式に係る当期純利益 83,011百万円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式の期中平均株式数 631,928千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 橋 留 隆 志 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 柳 年 哉 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 多 田 修 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4.会計処理基準に関する事項(4)海運業収益、海運業費用の計上方法に記載されているとおり、会社はコンテナ船事業にかかる運賃の計上基準を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期末(A)	(ご参考) 前期末(B)	(ご参考) 比較増減
	(平成20年3月31日現在)	(平成19年3月31日現在)	(A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
[資産の部]			
流 動 資 産			
現金及び預金	10,371	11,133	△761
海運業未収金	60,853	64,223	△3,369
短期貸付金	29,846	27,588	2,258
立貯替蔵品	10,171	8,626	1,545
繰延及び前払費用	26,500	17,161	9,339
繰延及び前払費用	35,013	28,318	6,695
繰延税引負債	4,035	5,663	△1,628
繰延税引負債	6,904	4,396	2,508
繰延税引負債	3,549	5,042	△1,492
繰延税引負債	△646	△186	△460
流動資産合計	186,602	171,967	14,634
固 有 形 固 定 資 産			
船舶	37,733	33,307	4,426
建物	4,650	4,829	△179
構築物	166	194	△27
器具及び備品	1,894	2,512	△617
土地	19,454	19,518	△63
建設仮勘定	4,996	975	4,021
その他有形固定資産	1,214	1,149	65
有形固定資産合計	70,111	62,486	7,624
無 形 固 定 資 産			
ソフトウェア	1,063	1,247	△183
ソフトウェア	155	15	140
施設利用権	10	10	△0
無形固定資産合計	1,228	1,273	△44
投 資 資 産			
投資その他の資産			
関係会社株	87,995	135,083	△47,088
関係会社株	42,392	37,770	4,622
関係会社出資	6,040	5,193	846
長期貸付金	132,621	83,341	49,280
長期前払費用	4,542	3,613	928
保証金及び敷金	3,222	3,088	133
その他長期資産	6,974	15,420	△8,446
繰延税引当金	△280	△748	467
投資その他の資産合計	283,508	282,763	744
繰 延 資 産 合 計	354,848	346,523	8,325
繰 延 債 務 合 計	-	9	△9
繰 延 債 務 合 計	-	9	△9
資 産 合 計	541,450	518,500	22,949

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期末(A)	(ご参考)	(ご参考)
	(平成20年3月31日現在)	前期末(B)	比較増減
	金 額	金 額	(A)-(B)
[負債の部]			
流 動			
海運業 負債未払	76,927	63,802	13,124
社債短期借入金	-	10,000	△10,000
未払期間借入金	27,020	27,318	△298
前払法人税等	30,441	10,168	20,273
前受入金	24,281	16,730	7,550
預り金	3,183	6,073	△2,890
代理店引当金	5,273	4,013	1,260
賞与引当金	1,228	795	433
役員賞与引当金	183	136	47
その他流動負債	2,123	3,301	△1,178
流動負債合計	170,662	142,340	28,322
固 定			
社長期借入金	57,741	70,666	△12,925
退職給付引当金	23,538	25,124	△1,585
役員退職慰労引当金	603	333	269
特別修繕引当金	-	1,004	△1,004
繰上り延税引当金	1,753	1,413	340
繰上り延税負債	7,704	30,751	△23,046
繰上り延税負債	3,610	2,289	1,320
繰上り延税負債	17,761	3,396	14,364
固定負債合計	112,712	134,979	△22,266
負債合計	283,375	277,319	6,055
[純資産の部]			
株 本			
資本金	45,819	39,356	6,462
資本剰余金	30,664	24,201	6,462
利益剰余金	30,664	24,201	6,462
利益剰余金	2,540	2,540	-
特別償却準備金	897	604	293
圧縮記帳特別積立金	1,755	919	836
別途利益剰余金	-	949	△949
繰上り利益剰余金	110,552	95,552	15,000
繰上り利益剰余金	52,558	22,030	30,528
繰上り利益剰余金	168,303	122,595	45,708
繰上り利益剰余金	△830	△891	60
株主資本合計	243,956	185,262	58,694
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	15,752	42,928	△27,176
繰上り評価差額	△4,083	9,219	△13,302
土地再評価差額	2,449	3,770	△1,320
繰上り評価差額	14,118	55,918	△41,800
純資産合計	258,075	241,181	16,894
負債純資産合計	541,450	518,500	22,949

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (A)	(ご参考)	(ご参考)
	〔自 平成19年4月1日 平成20年3月31日〕	前 期 (B)	比 較 増 減
	金 額	金 額	(A) - (B) 金 額
海 運 業 収 益	842,865	694,940	147,925
運 賃 船 運 業 収 益	196,324	143,291	53,032
そ の 他 海 運 業 収 益	23,362	17,977	5,385
海 運 業 費 用	1,062,552	856,209	206,343
運 船 航 行 費 用	531,214	444,693	86,521
借 入 船 運 業 費 用	8,988	8,952	35
そ の 他 海 運 業 費 用	345,896	296,366	49,529
海 運 業 費 用 計	71,737	63,954	7,783
海 運 業 費 用 計 益	957,836	813,966	143,870
そ の 他 事 業 収 益	104,716	42,243	62,473
そ の 他 事 業 費 用	1,152	1,069	82
そ の 他 事 業 利 益	516	423	92
一 般 管 理 費 用	635	646	△10
営 業 外 収 益	105,352	42,890	62,462
営 業 外 収 益 計	15,637	14,786	850
営 業 外 収 益 計 益	89,715	28,103	61,612
受 取 利 息 及 配 当 金	7,567	7,862	△295
そ の 他 営 業 外 収 益	437	367	70
営 業 外 収 益 計 用 意 料	8,004	8,229	△225
支 払 替 利 差 損 用 意 料	2,116	2,339	△223
為 替 差 損 用 意 料	6,965	1,659	5,305
そ の 他 営 業 外 費 用	216	391	△175
営 業 外 費 用 計	9,298	4,391	4,906
経 常 利 益	88,422	31,941	56,480
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	1	1,911	△1,909
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,741	5,786	1,955
そ の 他 特 別 利 益	4	847	△843
特 別 利 益 計	7,747	8,545	△798
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	233	-	233
減 価 償 却 損	-	624	△624
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1	289	△288
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	221	-	221
そ の 他 特 別 損 失	5	83	△78
特 別 損 失 計	460	997	△536
税 引 前 当 期 純 利 益	95,708	39,489	56,218
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,939	15,271	22,668
法 人 税 等 調 整 額	△1,169	△1,031	△137
当 期 純 利 益	58,938	25,250	33,688

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日 残高	39,356	24,201	24,201	2,540	604	919	949	95,552	22,030	122,595	△891	185,262	
事業年度中の変動額													
新株の発行	6,462	6,462	6,462									12,925	
剰余金の配当									△13,210	△13,210		△13,210	
準備金・積立金の取崩					△207	△112	△949		1,269	-		-	
準備金・積立金の積立					500	949		15,000	△16,450	-		-	
当期純利益									58,938	58,938		58,938	
自己株式の取得											△246	△246	
自己株式の処分									△12	△12	307	294	
土地再評価差額金取崩									△6	△6		△6	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	6,462	6,462	6,462	-	293	836	△949	15,000	30,528	45,708	60	58,694	
平成20年3月31日 残高	45,819	30,664	30,664	2,540	897	1,755	-	110,552	52,558	168,303	△830	243,956	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高	42,928	9,219	3,770	55,918	241,181
事業年度中の変動額					
新株の発行					12,925
剰余金の配当					△13,210
準備金・積立金の取崩					-
準備金・積立金の積立					-
当期純利益					58,938
自己株式の取得					△246
自己株式の処分					294
土地再評価差額金取崩					△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△27,176	△13,302	△1,320	△41,800	△41,800
事業年度中の変動額合計	△27,176	△13,302	△1,320	△41,800	16,894
平成20年3月31日 残高	15,752	△4,083	2,449	14,118	258,075

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

: 移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

: 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

: 移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 船舶

: 定額法

② その他の有形固定資産

: 定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。

（会計処理の変更）

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これによる損益への影響は軽微です。

（追加情報）

上記法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっています。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ424百万円減少しています。

(2) 無形固定資産

: 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

: 平成18年3月31日以前発行の社債に係る社債発行費について、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置により3年間で每期均等額を償却しています。

(2) 株式交付費

: 支出時に全額費用処理しています。

4.引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
- (2)賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3)役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (4)退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (5)特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支出見積額を計上しています。

5.海運業収益、海運業費用の計上方法

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

(会計処理の変更)

コンテナ船事業にかかる運賃の計上基準は、従来、船舶の出港をもって運賃の全額を計上する積切出港基準によっていましたが、当事業年度より貨物毎にその輸送期間の経過に応じて運賃を計上する複合輸送進行基準に変更しました。

コンテナ輸送について、内陸輸送を含む輸送モードの拡大など輸送のサービス形態が著しく変化し多様化してきており、また、ここ数年、貨物の輸送量が急激な伸びを示してきています。かかる状況下では、コンテナ船の運賃の計上基準につき、輸送期間の経過に応じて運賃を計上する複合輸送進行基準の方が事業の実態をより適切に把握することができると判断し、積切出港基準から複合輸送進行基準に変更することとしました。

これにより、従来の方方法によった場合に比べて当事業年度における売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,668百万円減少しています。

6.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

7.船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

8.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

9.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(追加情報)

当社は、平成18年6月26日の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金の制度を廃止しています。当事業年度から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 改正 平成19年4月13日)が適用されたことにより、前事業年度末における当社の「役員退職慰労引当金」の残高を、「長期未払金」に振替えています。なお、当事業年度末残高(592百万円)は固定負債の「その他固定負債」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

投資有価証券	5,603百万円
関係会社株式	3,982百万円
船舶	31,361百万円
土地	407百万円
合計	41,355百万円

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	3,843百万円
長期借入金	9,166百万円
合計	13,010百万円

2.資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 120,033百万円

3.保証債務

保証債務 43,715百万円

保証予約等 173,211百万円

(当社が便宜置籍国に所在する船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対するもの、保証債務25,708百万円、保証予約等124,318百万円を含みます。)

連帯債務の内、他の連帯債務者負担額 29,789百万円

4.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 33,580百万円

長期金銭債権 123,568百万円

短期金銭債務 38,026百万円

長期金銭債務 76百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	26,780百万円
	営業費用	181,035百万円
営業取引以外の取引高		4,689百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,220,914株
------	------------

税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		462百万円
特別修繕引当金		503
未払事業税		547
投資有価証券等評価損		337
退職給付引当金		226
減損損失		681
海運業未払金（特別修繕）		6,207
繰延ヘッジ損益		2,460
その他		849
繰延税金資産 小計		12,276
評価性引当額		△1,195
繰延税金資産 合計		11,081
繰延税金負債		
特別償却準備金		△540
圧縮記帳積立金		△1,061
その他有価証券評価差額金		△9,491
その他		△787
繰延税金負債 合計		△11,880
差引：純額（繰延税金負債）		△799

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	55,179	740	55,919百万円
減価償却累計額相当額	32,439	118	32,558
期末残高相当額	22,739	621	23,361

②未経過リース料期末残高相当額

1年内	5,154百万円
1年超	15,395
合計	20,549

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,348百万円
減価償却費相当額	6,438
支払利息相当額	1,162

④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっています。

⑤オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内

374百万円

1年超

2,340

合 計

2,715

関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2)子会社及び関連会社等

一般の取引と同等の取引条件で決定しているため、記載を省略しています。

(3)役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	404円80銭
1株当たり当期純利益	93円19銭
1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。	
貸借対照表上の純資産額	258,075百万円
普通株式に係る純資産額	258,075百万円
普通株式の期末発行済株式数	638,764千株
普通株式の期末自己株式数	1,220千株
損益計算書上の当期純利益	58,938百万円
普通株式に係る当期純利益	58,938百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	632,432千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 橋 留 隆 志 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 柳 年 哉 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 多 田 修 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試験を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記5.海運業収益、海運業費用の計上方法に記載されているとおり、会社はコンテナ船事業にかかる運賃の計上基準を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所及び船舶において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損

益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月22日

川崎汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 大 滝 光 一 ㊟

常勤社外監査役 村 井 隆 次 ㊟

常勤監査役 向 川 讓 ㊟

社外監査役 山 下 健 悟 ㊟

以 上

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日
定時株主総会	6月
定時株主総会の基準日	3月31日
配当の基準日	期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html (〒168-0063)
(同事務取扱所)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社証券代行部 ☎ 0120-78-2031 (9:00~17:00)
(同取次所)	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
単元株式数	1,000株
単元未満株式の売渡 (買増)請求・買取請求	単元未満株式(1,000株未満)の売渡(買増)請求・ 買取請求は、株主名簿管理人の事務取扱所または取次 所において受付けています。 売渡(買増)請求につきましては、3月31日及び9月 30日をさかのぼる12営業日の間受付を停止させていた だくほか、当社が別途必要と認める場合、受付停止期 間を設ける場合があります。あらかじめ株主名簿管理 人にご照会下さい(保管振替制度ご利用の株主様は、 お取引証券会社にお問い合わせ下さい)。
手数料等	① 名義書換…無料 ② 株券の交付…1枚につき50円に印紙税相当額を加 算した額(消費税額等を含む) ③ 単元未満株式の売渡(買増)・買取…当社が定め た算式により単元株式数当たりの手数料を算定し、 これを売渡(買増)・買取単元未満株式数で按分 した額及びこれに係る消費税等の合計額 ④ 株券喪失登録請求…請求1件につき9,030円(消 費税額等を含む)、株券1枚につき525円(消費税 額等を含む)
株券失効制度	株券を喪失した場合は本制度により株券の再発行を受 けることができます。 株券を喪失した方は、当社株主名簿管理人に取扱手続 きをご照会下さい。
公告掲載URL	http://www.kline.co.jp
住所変更、単元未満株式買取請求、名義書換請求及び配当金振込指定に必要な各用紙のご請求は、株主名簿管理人の☎0120-87-2031で24時間受付けています。	